

甲府市造血幹細胞移植後予防接種支援事業の概要

造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血管細胞移植・さい帯血移植に限る）を受けたことにより、医師の診断において任意で予防接種を受ける必要がある場合に接種費用の助成を行います。

◆対象者

予防接種を受ける日に甲府市に住民登録のある方で、以下のすべてに該当する方

1. 造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血管細胞移植・さい帯血移植に限る）を受けた方
2. 国内の医療機関で造血幹細胞移植を受け、その後予防接種を行うことが必要と医師が認め、当該予防接種を **令和6年4月1日以降に受けた方**
3. 助成を受けようとする予防接種費用について、定期予防接種等の他の制度による補助等を受けていない方

◆申請の流れ

①移植をした医療機関

造血幹細胞移植を行った医療機関において、医師が予防接種の必要性があると認めた場合に意見書を作成。

（作成書類）

○第2号様式「造血幹細胞移植後予防接種の可否に関する意見書」

②接種をした医療機関

第2号様式「造血幹細胞移植後予防接種の可否に関する意見書」に基づき、医療機関において予防接種を実施し、接種医療機関において接種の記録表を作成。

（作成書類）

○第3号様式「造血幹細胞移植後予防接種実施記録表」

③市へ申請

申請書類を市に提出。

（提出書類）

○第1号様式「甲府市造血幹細胞移植後予防接種支援事業助成金交付申請書兼請求書」

○第2号様式「造血幹細胞移植後予防接種の可否に関する意見書」

○第3号様式「造血幹細胞移植後予防接種実施記録表」

○領収書の写し（被接種者の氏名、接種日、接種ワクチン、金額が記載されているもの）

○振込口座が分かるものの写し

④給付

申請書類の確認が終わり次第、市より交付決定通知を送付。
交付決定の場合は指定口座へ助成金が振り込まれる。

（送付書類）

○第4号様式「甲府市造血幹細胞移植後予防接種支援事業助成金交付・不交付決定通知書」

※様式は申請者から内容をお聞きしてからお渡しいたします。

◆申請期限

申請期限は接種日から1年以内となります。

（令和6年4月1日から令和7年1月27日までに受けた接種に対する申請期限は2年以内）